

役員報酬規程

一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会

規程第 00-010 号

2004 年 10 月 20 日制定

2008 年 4 月 1 日改訂

2012 年 4 月 1 日改訂

(目的)

第 1 条 この規程は、常勤役員の報酬、退職手当に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第 2 条 報酬の種類は、次の通りとする。

(1) 本給

本給の額は次の通りとし、会長は、これをもとに支給額を定める。

役員報酬テーブル (単位：円)

	A	B	C
1 類	675,000	700,000	725,000
2 類	750,000	775,000	800,000
3 類	825,000	850,000	875,000

- a. 本給の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。
- b. 法令に基づいて控除すべき金額等を控除した残額を本人に支給する。

(2) 特別手当

常勤役員の特別手当は、協会の業績を勘案し、会長が別に定める額とする。

- a. 支払日は、従業員の賞与と時期を同じくする。
- b. 法令に基づいて控除すべき金額等を控除した残額を本人に支給する。

(退職手当)

第 3 条 削除

付則

2004 年 10 月 20 日制定

2008 年 4 月 1 日改訂

2012 年 4 月 1 日改訂

1 従前の第 3 条 (退職手当) は、役員の退職手当の廃止 (2012 年 3 月 31 日) に伴い、削除された。